

公益社団法人京のふるさと産品協会業務方法書

令和8年7月

公益社団法人京のふるさと産品協会

公益社団法人 京のふるさと産品協会業務方法書
目 次

第 1 章 総 則（第 1 条～第 2 条）

第 2 章 野菜等経営安定対策事業

第 1 節 事業の対象（第 3 条～第 4 条）

第 2 節 生産者補給交付金及び生産者補給金の交付（第 5 条～第 2 4 条）
削 除（第 7 条～第 8 条、第 1 3 条、第 2 2 条）

第 3 章 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

第 1 節 事業の対象（第 2 5 条～第 2 8 条）

第 2 節 価格差補給交付金及び価格差補給金の交付（第 2 9 条～第 4 4 条）

第 4 章 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業

第 1 節 納付金の納付（第 4 5 条～第 4 6 条）
削 除（第 4 7 条～第 6 2 条）

第 5 章 削 除（第 6 3 条～7 0 条）

第 6 章 削 除（第 7 1 条～第 8 8 条）

第 7 章 削 除（第 8 9 条～第 1 0 8 条）

第 8 章 削 除（第 1 0 9 条～第 1 2 8 条）

第 9 章 削 除（第 1 2 9 条～第 1 3 3 条）

第 1 0 章 削 除（第 1 3 4 条）

第 1 1 章 雑 則（第 1 3 5 条～第 1 3 7 条）

附 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人京のふるさと産品協会（以下「協会」という。）定款第4条第1項第2号及び第3号の規定により、協会が行う業務の方法についての基本的事項を定めるものとする。

(業務運営の基本方針)

第2条 協会は、その行う事業の公共性にかんがみ、関係機関との緊密な連携のもとにその業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

第2章 野菜等経営安定対策事業

第1節 事業の対象

(事業の趣旨)

第3条 協会は、野菜等経営安定対策事業実施要領（昭和61年4月16日付け1農業第395号京都府農林水産部長通達。以下この章において「要領」という。）の定めるところにより、対象野菜等について、対象産地の当該販売価額が著しく低落した場合に、その生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給金をその生産者に交付するため、契約出荷団体に対して補給交付金を交付する事業（以下この章において「事業」という。）を行う。

(用 語)

第3条の2 この章において使用する用語は、要領及び野菜等経営安定対策事業実施要領の運用について（昭和61年4月16日付け1農業第395号京都府農林水産部長通達。以下この章において「運用」という。）において使用する用語の例による。

(業務対象年間)

第4条 この事業の業務の対象となる期間（以下この章において「業務対象年間」という。）は1年とする。

第2節 補給交付金の交付等

(補給交付金の交付予約)

第5条 契約出荷団体は、業務区分ごとに生産者からの申込みをとりまとめ、補給交付金の交付を受けようとする年の出荷期間開始の最初の日の1か月前の日まで（ただし、協会が指定した日がある場合はその日。）に別記様式第2－1号により申込むものとする。

2 契約出荷団体は、運用第5に規定する「特別な事情」に該当する場合は、別記様式第2－1号別紙を前項の申込時に提出するものとする。

3 協会は、第1項の申込みがあったときはあらかじめ知事と協議することとし、承諾した場合は、その旨を当該契約出荷団体の長、関係市町村長及び広域振興局長等に通知するものとする。

(負担金 1 号)

第 6 条 協会は、前条第 1 項の規定に基づく申込みを承諾したときは、当該契約出荷団体に負担金（以下この章において「負担金 1 号」という。）を負担させるものとする。負担金 1 号の負担者及び負担割合は別表第 1 のとおりとする。

- 2 負担金 1 号の額は、資金造成単価の額に、前条の規定により契約出荷団体が申込みをした交付予約数量を乗じて得た額に、別表第 1 の負担割合を乗じて得た額とする。ただし、前年度に造成した交付準備金において、負担金 1 号に相当する額に残額がある場合は、その残額を控除した額とする。また、控除後においてなお負担金 1 号に残額がある場合は、控除後の残額を契約出荷団体に返還するものとする。
- 3 協会は、第 1 項及び第 2 項の規定により契約出荷団体に負担金 1 号を負担させるときは、当該契約出荷団体に金額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。また、負担金 1 号を返還するときは、当該契約出荷団体に金額、返還日及び返還方法を記載した返還通知書を送付するものとする。
- 4 協会は、前項の規定により契約出荷団体に対し負担金 1 号の納入あるいは返還通知をしたときは、その旨を知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(交付予約数量の増加)

第 7 条 削 除

(契約の更改)

第 8 条 削 除

(延 滞 金)

第 9 条 協会は、契約出荷団体が負担金 1 号をその納入期限までに納入しない場合には、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に利率（協会の理事長が年利 10.00 パーセント以内で定めるものとする。）を乗じて計算した延滞金を徴収することができるものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第 10 条 契約出荷団体は、協会に納入すべき負担金 1 号について相殺をもって対抗することができない。

(補給交付金を交付する場合)

第 11 条 補給交付金の交付は、業務区分ごとに、第 15 条で認定した平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、当該契約出荷団体に対し行うものとする。

(補給交付金の額)

第 12 条 業務区分ごとの補給交付金の額は、次項の単価に契約出荷団体が対象生産者の委託を受けて、又は当該契約出荷団体として出荷（契約出荷団体が生産者グループ及び農地所有適格法人の場合に限る。）した数量の合計（その数量が当該契約出荷団体の交付予約数量を上回る場合には、当該交付

予約数量)を乗じて得た額とする。

2 前項の補給交付金の単価は、保証基準額から平均販売価額を差し引いて得た額とする。

(負担金2号)

第13条 削 除

(出荷販売実績等の報告)

第14条 契約出荷団体は、業務区分ごとに出荷期間終了後1か月以内に出荷販売実績をとりまとめ、別記様式第6号により協会に報告しなければならない。ただし出荷期間にずれが生じた業務区分、また精算時期があらかじめ出荷団体で決まっている品目は、出荷期間終了後2か月以内とする。

2 前項の規定による報告は広域振興局長等を経由して行うものとし、その際に広域振興局長等の確認を受けなければならない。

(平均販売価額の認定等)

第15条 協会は、前条の規定による報告に基づき、業務区分ごとに当該年度の平均販売価額を認定するとともに、計画達成率及び交付率を判定するものとする。

(補給交付金交付予定額の通知)

第16条 協会は、前条の規定に基づき認定された平均販売価額並びに判定された計画達成率及び交付率から補給交付金の交付予定額を算定し、契約出荷団体の長、知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(補給交付金の交付申請)

第17条 契約出荷団体は、補給交付金の交付を受けようとするときは、前条による交付予定額の通知後15日以内に、別記様式第4-1号により協会に申請するものとする。

2 協会は、前項の申請を受けたときは、契約出荷団体に対して速やかに補給交付金を交付するものとする。

(補給交付金の一部交付等)

第18条 協会は、前条によるもののほか、契約出荷団体が次の各号の一に該当する場合には、補給交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補給交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補給交付金契約後に、対象生産者が収入保険の保険関係が成立若しくは成立する見込みであると判明したとき
- (2) 出荷数量が交付予約数量と著しくかい離したとき
- (3) 故意又は過失により第5条第1項の申込書に不実の記載をしたとき
- (4) 正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき
- (5) 第14条の出荷販売実績等の報告書の改ざんを行い、又は行わせたとき
- (6) 交付を受けた補給交付金について、補給金の交付を怠ったとき

(補給金の交付)

第 19 条 契約出荷団体は、補給交付金の交付を受けたときは、その額を生産者の出荷数量等に応じて、速やかに生産者に交付するものとする。

2 契約出荷団体は、補給金の交付を完了したときは、補給金の交付後 1 か月以内に、別記様式第 5 - 1 号により協会に報告するものとする。

第 20 条 削 除

(特別交付金を交付する場合)

第 21 条 削 除

(価格暴落対策)

第 22 条 削 除

(交付準備金)

第 23 条 協会は、要領第 1 に規定する京都府から交付された金銭（以下この章において「補助金等」という。）及び負担金 1 号をもって造成された交付準備金を業務区分ごとに区分して管理するものとする。

2 協会は、補給交付金を交付するため交付準備金を取り崩す場合には、造成元となった補助金等及び負担金 1 号を同率で取り崩すものとする。

(残余財産の処分)

第 24 条 協会は、業務が終了した業務区分ごとに交付準備金に残余を生じたときは、その残余の額のうち負担金 1 号を契約出荷団体に、補助金等に相当する額を京都府にそれぞれ返還するものとする。

2 協会は、前項の規定により契約出荷団体に対し負担金 1 号を返還する場合には、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

第 3 章 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

第 1 節 事業の対象

(事業の趣旨)

第 25 条 協会は、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3943 号農林水産事務次官依命通知。以下この章において「交付等要綱」という。）別記 4 の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（以下この章において「要領」という。）の定めるところにより、対象野菜の価格が著しく低落した場合に、その生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給金をその生産者に交付するため、共同出荷組織に価格差補給交付金を、相当規模生産者に価格差補給金を交付する事業（以下この章において「事業」という。）を行う。

(用語)

第25条の2 この章において使用する用語は、交付等要綱及び野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知。以下この章において「推進通知」という。）において使用する用語の例による。

(対象市場)

第26条 この事業に係る対象市場は、別表第2及び別表第3の対象野菜の区分の欄に掲げる対象野菜ごとに、これらの表の対象市場群の欄に掲げるとおりとする。

(対象出荷期間)

第27条 この事業に係る対象出荷期間は、別表第2及び別表第3の対象野菜の区分の欄に掲げる対象野菜ごとに、これらの表の対象出荷期間の欄に掲げるとおりとする。

(業務対象年間)

第28条 協会は、別表第2及び別表第3に掲げる業務区分ごとに、その業務対象年間について業務を行うものとする。

- 2 協会は、価格差補給交付金等の交付に充てるための資金が著しく減少したことにより業務を行うことが困難と認められる場合、共同出荷組織等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、共同出荷組織等の特例申込の契約締結の機会を与える必要がある場合、農業保険法に基づく農業経営収入保険事業（以下この章において「収入保険」という。）の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ないと認められる場合には、当該業務対象年間を短縮することができる。

第2節 価格差補給交付金の交付等

(価格差補給交付金等の交付予約)

第29条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとする場合には、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに、別表第2及び別表第3に掲げる申込期限（ただし、協会が指定した日がある場合にはその日。以下この章において「申込期限」という。）までに別記様式第2-2号により申込むものとする。

- 2 前項の申込みを行う共同出荷組織等は、推進通知第3の規定に基づき、同一事業年度に交付予約申込みを行う全ての対象野菜について一括して、別紙統一様式第3号関係「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート」（以下この章において「チェックシート」という。）を協会に提出し、申告するものとする。また、共同出荷組織は、農業協同組合が提出したチェックシートを取りまとめ、適切に保管するものとする。なお、全ての業務区分で交付予約申込みを行わない年度にあっては、チェックシートの提出は不要とする。
- 3 協会は、第1項の申込みを承諾したときは、その旨を当該共同出荷組織等の長、知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(負担金3号)

第30条 協会は、前条第1項の規定による申込みを承諾したときは、当該共同出荷組織等に負担金（以

下この章において「負担金３号」という。）を負担させるものとする。

- 2 負担金３号の額は、別表第２又は別表第３の資金造成単価の額に、前条の規定により共同出荷組織等が申込みをした交付予約数量を乗じて得た額に、別表第２に掲げる対象野菜の区分に掲げるものにあつては３分の１、別表第３に掲げる対象野菜の区分に掲げるものにあつては４分の１を乗じて得た額とする。ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間に造成した交付準備金において、負担金３号に相当する額に残額がある場合は、その残額を控除して得た額とする。また、控除後においてなお負担金３号に残額がある場合は、控除後の残額を共同出荷組織等に返還するものとする。
- 3 負担金３号の一部を市町村が負担する場合の共同出荷組織等の負担額は、前項の規定にかかわらず、理事会において別に定めるものとする。
- 4 協会は、第１項の規定により共同出荷組織等に負担金３号を負担させるときは、当該共同出荷組織等に金額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。また、負担金３号を返還するとき、当該共同出荷組織等に金額、返還日及び返還方法を記載した返還通知書を送付するものとする。

（交付予約数量の増加）

- 第３１条 業務対象年間の２年度目以降において、共同出荷組織等は、交付予約数量の増加をしようとする年の申込期限（当初年度の申込期限と同月日とする。）までに、別記様式第３－１号の申込書を提出して、当該業務対象年間における交付予約数量の増加を申込みことができるものとする。
- 2 協会は、前項の申込みを承諾するときにはあらかじめ知事と協議することとし、承諾の旨を当該共同出荷組織等の長及び関係市町村長に通知するものとする。
 - 3 第１項の規定による交付予約数量の増加に伴う負担金３号の額は、交付予約数量の増加分に資金造成単価を乗じて得た額に別表第２に掲げる対象野菜の区分に掲げるものにあつては３分の１、別表第３に掲げる対象野菜の区分に掲げるものにあつては４分の１を乗じて得た額とする。
 - 4 前項に係る負担金３号の納入には、前条第４項の規定を準用する。

（交付予約数量の減少）

- 第３１条の２ 第２９条第３項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、委託生産者等が収入保険の保険関係が成立若しくは成立する見込みである場合において、交付予約数量の減少をしようとする年の申込期限（当初年度の申込期限と同月日とする。）までに、別記様式第３－２号の申込書を提出して、交付予約数量の減少を申込みことができる。
- 2 協会は、前項の申込みを承諾したときは、その旨を当該共同出荷組織等の長、知事及び関係市町村長に通知するものとする。
 - 3 協会は、前項の通知後、当該業務区分で積み立てられている負担金３号から交付予約数量の減少後に負担すべき負担金３号の金額を控除し、その残額を共同出荷組織に返還するものとする。

（交付予約の解約）

- 第３１条の３ 第２９条第３項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、委託生産者等が収入保険の保険関係が成立若しくは成立する見込みである場合において、交付予約の解約をしようとする年の申込期限（当初年度の申込期限と同月日とする。）までに、別記様式第３－３号の申込書を提出して、交付予約の解約を申込みことができる。

- 2 協会は、前項の申込みを承諾したときは、その旨を当該共同出荷組織等の長、知事及び関係市町村長に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による申込みを承諾したときは、交付予約を解約しようとする年の対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間の交付予約が成立するものとする。
- 4 協会は、第2項の通知後、当該業務区分で積み立てられている負担金3号に残額があるときは、その額を共同出荷組織等に返還するものとする。

(契約の更改)

- 第32条 共同出荷組織等は、業務対象年間の途中において資金造成単価又は第30条第2項で定める負担割合が変更されたときは、別記様式3-4号の申込書を提出して当該変更に係る業務区分につき既に成立している契約を更改すべき旨を申込みことができる。
- 2 第29条及び第30条の規定は、前項の申込みについて準用する。
 - 3 契約の更改に係る共同出荷組織等の納入すべき金額は、交付準備金において負担金3号に相当する額に残額がある場合は、その残額を控除して得た額とする。また、控除後においてなお負担金3号に相当する額に残額がある場合は、控除後の残額を共同出荷組織等に返還するものとする。

(延滞金)

- 第33条 協会は、共同出荷組織等が負担金3号をその納入期限までに納入しない場合には、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に利率（協会の理事長が年利10.00パーセント以内で定めるものとする。）を乗じて計算した延滞金を徴収することができるものとする。

(負担金の相殺の禁止)

- 第34条 共同出荷組織等は、協会に納入すべき負担金3号について相殺をもって対抗することができない。

(価格差補給交付金等を交付する場合)

- 第35条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第29条第1項の規定による申込みをした共同出荷組織等が生産者の委託を受けて、又は直接に、当該対象出荷期間に当該対象市場に出荷した当該対象野菜（京都府特産物育成協議会及び当該共同出荷組織等が定めた出荷規格に適合するものに限る。以下同じ。）の旬別の加重平均販売価額に相当する額（以下この章において「旬別平均販売価額」という。）が、別表第2又は別表第3に掲げる保証基準額を下回った場合に、共同出荷組織等に対し行うものとする。
- 2 旬別平均販売価額の算定に当たっては、毎月1日から10日まで、11日から20日まで及び21日から31日（その月の末日が28日である月については28日、その月の末日が29日である月については29日、その月の末日が30日である月については30日）までをそれぞれ1旬として計算するものとする。ただし、対象出荷期間に属する日の数が7日未満である旬がある場合には、当該対象出荷期間に属する日は、当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に含めるものとする。

(価格差補給交付金等の金額)

第36条 対象野菜についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに、旬別に算出する価格差補給交付金単価に、当該共同出荷組織等が生産者の委託を受けて、又は相当規模生産者が直接に、当該旬別の価格差補給交付金単価に対応する期間に当該対象市場に出荷した当該対象野菜の数量から第37条の2に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量（以下この章において「旬別交付対象出荷数量」という。）を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 業務区分ごとの旬別交付対象出荷数量を合計した数量（以下この章において「交付対象出荷合計数量」という。）が交付予約数量を上回る場合における価格差補給交付金等の金額は、旬別に算出する価格差補給交付金単価に、旬別交付対象出荷数量を交付対象出荷合計数量で除して得た数値に交付予約数量を乗じて得た数量を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 第1項及び第2項の価格差補給交付金単価は、業務区分ごとに保証基準額から旬別平均販売価額（旬別平均販売価額が別表第2又は別表第3に掲げる最低基準額（別表第3に掲げる対象野菜の特例65に係る場合にあっては最低基準額の12分の13に相当する額）を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額とする。

(出荷数量及び販売価額の認定)

第37条 共同出荷組織等は、対象市場の卸売業者の発行する仕切書又は買付計算書を受領したときは、速やかにその写しを協会に提出するものとする。

- 2 協会は、前項の規定により提出された仕切書又は買付計算書の写しに基づき、業務区分ごとの出荷数量、旬別平均販売価額を認定するとともに、価格差補給交付金等を算定するものとする。

第37条の2 価格差補給交付金等の交付の対象としない数量とは、次のとおりとする。

- (1) 共同出荷組織にあっては、次のア及びイの数量を合計した数量とする。

- ア 共同出荷組織から第30条に規定の負担金3号を直接又は間接の構成員に負担させている場合において、当該構成員以外の構成員が当該共同出荷組織に出荷を委託した対象野菜の数量
- イ 委託生産者が共同出荷組織に対して申告する事業を利用しない期間に共同出荷組織に出荷委託した対象野菜の数量

- (2) 収入保険の保険関係が成立した（成立する見込みも含む。）相当規模生産者にあっては、当該相当規模生産者が協会に申告する当該事業を利用しない期間の対象野菜の出荷数量

- 2 前項第2号において、相当規模生産者は協会に対して、事業を利用しない期間が始まる前に、様式第13号により当該申告を行うものとする。

(旬別平均販売価額の通知)

第38条 協会は、認定された出荷数量、旬別平均販売価額及び価格差補給交付金等について、その内容を共同出荷組織等の長、知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(価格差補給交付金等の交付申請)

第39条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から15日以内に、別記様式第4-2号の交付申請書により申請するものとする。

- 2 協会は、前項の申請を受けたときは、共同出荷組織等に対して速やかに価格差補給交付金等を交付するものとする。

（価格差補給交付金等の一部交付等）

第40条 協会は、共同出荷組織等が次の各号の一に該当する場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部、若しくは一部を返還させることができる。

- （1）故意又は過失により第29条第1項、第31条の2第1項の申込書に不実の記載をしたとき
- （2）正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき
- （3）仕切書の改ざんを行い又は行わせたとき
- （4）交付を受けた価格差補給交付金等について、価格差補給金の交付を怠ったとき

（価格差補給金等の交付）

第41条 共同出荷組織は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかにその額を第35条第1項の委託に係る生産者に対して（生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託に係る対象野菜の数量（第37条の2の第1項に規定する価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除く。）を基礎として、価格差補給金を交付しなければならない。

- 2 共同出荷組織は、価格差補給金の交付を終了したとき（相当規模生産者にあつては、価格差補給金を受領したとき）は、遅滞なく別記様式第5号により、その交付の結果を協会に報告しなければならない。

（価格差補給交付金等の削減）

第42条 協会は、業務区分ごとに、価格差補給交付金等の額が別表第2及び別表第3の資金造成単価の欄に掲げる額に当該交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあつては、この額からその交付した価格差補給交付金等の額の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、価格差補給交付金等の額から当該超える額を削減するものとする。

（交付準備金）

第43条 協会は、共同出荷組織等の負担金及び京都府から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭（以下この章において「補助金等」という。）をもって造成された交付準備金を業務区分ごと対象産地ごとに区分して管理するものとする。

（残余財産の処分）

第44条 協会は、業務が終了した業務区分ごと対象産地ごとについて交付準備金に残額がある場合は、その残額のうち負担金3号を共同出荷組織等に、補助金等に相当する額を京都府にそれぞれ返還するものとする。

第4章 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業

第1節 納付金の納付

(業務)

第45条 協会は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下この章において「機構」という。）が野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下この章において「法」という。）第10条第1項の生産者補給交付金又は生産者補給金若しくは法第12条の交付金（以下この章において「生産者補給交付金等」という。）の交付に充てるための財源として指定野菜価格安定対策資金又は契約指定野菜安定供給資金を造成する場合において、京都府に所在する法第10条第1項の登録出荷団体又は登録生産者（2以上の都道府県の区域内において、野菜指定産地の区域をその地区等の全部又は一部とする登録出荷団体又は登録生産者にあつては、登録出荷団体の長又は登録生産者が京都府の区域に生産者補給交付金等に関する事務を委任して行わせようとする者。以下この章において「登録出荷団体等」という。）に対して生産者補給交付金等として交付することを条件として、機構に対し納付金を納付するものとする。

(納付金の納付等)

第46条 納付金の納付は、機構の業務方法書の定めるところにより機構から納付金の納入通知を受けた場合に、機構に対して行うものとする。

2 前項の納付金の金額は、機構の業務方法書の定めるところにより機構に承諾された登録出荷団体等の生産者補給交付金等の交付に関する申込みに相当する額とする。

3 登録出荷団体等は、前項の申込みを行うときは、あらかじめ、当該申込みを行うことについて協会に連絡しなければならない。

第47条～第62条 削 除

第5章～第10章（第63条～第134条） 削 除

第11章 雑 則

(報告の徴収)

第135条 協会は、事業運営上必要な事項について、契約出荷団体、共同出荷組織、相当規模生産者、対象出荷団体及び事業の対象となる農業協同組合等（以下この章において「出荷団体等」という。）に対して報告を求めることができる。

(遵守事項)

第136条 出荷団体等は、協会が事業運営上必要として指示する事項を遵守しなければならない。

(委 任)

第137条 この業務方法書に定めるもののほか、この業務方法書の施行について必要な事項は、理事

会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この業務方法書は、この協会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この協会の設立後 3 か月以内に、出荷対象期間が開始されるものについては、第 4 条第 2 項、第 10 条第 1 項、第 3 項及び第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この協会設立後速やかに申請、申込み、契約の締結等の行為を行うものとする。

附 則（平成 22 年 6 月 22 日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 6 月 27 日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 7 月 17 日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 9 月 4 日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 9 月 6 日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 7 月 25 日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 8 月 5 日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 7 月 27 日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 2 日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 29 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 7 月 10 日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 7 月 27 日）

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用す

る。

- 2 変更後の第31条の2、第31条の3、第37条の2については、別表第2及び第3に掲げる対象出荷期間の開始日が平成31年1月1日以後である業務区分から適用する。

附 則（平成30年9月21日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、対象出荷期間の開始日が平成31年1月1日以後である業務区分から適用する。

附 則（令和元年6月7日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月17日）

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、別表2及び別表3の対象市場群の欄の変更は、令和2年6月21日から施行する。
- 2 令和2年6月20日において対象市場であって、同年6月21日において、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条第1項又は第13条第1項の認定を受けていない市場等については、同年6月21日から同年7月31日までの間に限り対象市場とみなし、改正前の別表2及び別表3を適用する。

附 則（令和3年6月25日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。またこの業務方法書の一部改正の適用日に併せて、この業務方法書で定める様式に押印欄がある書面について、押印がなくても書面を受け付けることとする。ただし、この取扱いには押印の省略を求めるものではなく、押印された書面は従前どおり取り扱うとともに、押印のない書面は必要に応じ当該書面の真正性について確認するものとする。

附 則（令和4年6月29日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年10月7日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、令和4年8月1日から適用する。

附 則（令和5年6月5日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年5月30日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、第2章の第3条、第15条、第21条に係る変更は、令和6年4月10日とする。

附 則（令和7年1月28日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、令和 7 年度事業から適用する。

附 則（令和 7 年 6 月 17 日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認を得て令和 7 年 10 月 1 日から施行し、対象出荷期間の開始日が令和 7 年 10 月 1 日以後である業務区分から適用する。ただし、第 6 章の削除に係る一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、改正前の業務方法書（以下「旧業務方法書」という。）第 6 章の規定に基づき実施していた豆類価格安定対策事業に係る業務対象年間が令和 7 年 3 月 31 日時点で 2 年度目までの対象出荷団体にあっては、当該業務対象年間を令和 7 年 3 月 31 日までに短縮して、当分の間、旧業務方法書を適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 19 日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認を得た日から施行し、令和 8 年度事業から適用する。

附 則（令和 8 年 7 月 13 日）

この業務方法書の一部改正は、知事の承認を得た日から施行する。ただし、施行日前に提出された改正前の業務方法書第 29 条第 2 項に規定する環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートは、改正後の同項に規定する環境のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシートとみなす。

別表第 1

資金造成額の負担者及び負担割合

○契約出荷団体が農業協同組合の場合

区分	負担者 京都府	負担金 1 号		
		市町村	J A	生産者
一般型	1 / 2	3 / 1 6	1 / 1 6	1 / 4

○その他の場合

区分	負担者 京都府	負担金 1 号	
		市町村	契約出荷団体・生産者
一般型	1 / 2	3 / 1 6	5 / 1 6

別表第 2

業務区分			業務対象年間	申込期限	負担金 納入期限	保証基準額 (kg 当たり)	最低基準額 (kg 当たり)	資金造成単価 (kg 当たり)
対象野菜 の区分	対象 市場群	対象出荷期間						
	近畿 ブロック							

※現在、京都府内において、別表 2 の区分による項目に該当はないため空欄とした。

注) 近畿ブロックとは次に掲げる卸売市場等をいう。

京都市中央卸売市場第一市場

明石市公設地方卸売市場

大阪市中央卸売市場本場

大阪府中央卸売市場

大阪市中央卸売市場東部市場

京都府南部総合地方卸売市場

神戸市中央卸売市場本場

岸和田総合食品地方卸売市場

神戸市中央卸売市場東部市場

丸池地方卸売市場

姫路市中央卸売市場

京都南部地方卸売市場丸寿青果株式会社

尼崎市公設地方卸売市場

大津市公設地方卸売市場

JA 全農青果センター株式会社大阪センター

堺七道青果地方卸売市場

地方卸売市場大阪促成青果

堺市立青果地方卸売市場

大阪南部合同青果地方卸売市場

豊岡中央青果地方卸売市場

和歌山市中央卸売市場

南紀田辺地方卸売市場

奈良県中央卸売市場

別表第 3

業務区分			業務対象年間	申込期限	負担金 納入期限	保証基準額 (kg当たり)	最低基準額 (kg当たり)	資金造成単価 (kg当たり)
対象野菜 の区分	対象 市場群	対象出荷期間						
春キャベツ	近畿 ブロック	4月 1日から 5月 15日まで	令和7年 4月 1日から 令和9年 5月 15日まで	3月 1日	3月 31日	円 銭 80.00	円 銭 53.52	円 銭 21.18
		5月 16日から 6月 30日まで	令和7年 5月 16日から 令和9年 6月 30日まで	4月 16日	5月 15日	73.50	49.00	19.60
夏秋きゅうり	同上	7月 1日から 9月 30日まで	令和7年 7月 1日から 令和9年 9月 30日まで	6月 1日	6月 30日	251.50	167.78	66.98
夏秋なす	同上	7月 1日から 9月 30日まで	令和7年 7月 1日から 令和9年 9月 30日まで	6月 1日	6月 30日	244.50	162.88	65.30
		10月 1日から 11月 30日まで	令和7年 10月 1日から 令和9年 11月 30日まで	8月 1日	9月 30日	253.50	169.14	67.49

注) 近畿ブロックとは次に掲げる卸売市場等をいう。

京都市中央卸売市場第一市場	明石市公設地方卸売市場
大阪市中央卸売市場本場	大阪府中央卸売市場
大阪市中央卸売市場東部市場	京都府南部総合地方卸売市場
神戸市中央卸売市場本場	岸和田綜合食品地方卸売市場
神戸市中央卸売市場東部市場	丸池地方卸売市場
姫路市中央卸売市場	京都南部地方卸売市場丸寿青果株式会社
尼崎市公設地方卸売市場	大津市公設地方卸売市場
JA 全農青果センター株式会社大阪センター	堺七道青果地方卸売市場
地方卸売市場大阪促成青果	堺市立青果地方卸売市場
大阪南部合同青果地方卸売市場	豊岡中央青果地方卸売市場
和歌山市中央卸売市場	南紀田辺地方卸売市場
奈良県中央卸売市場	

別表第 4 ～ 1 1 削 除

様式第 1 号 削 除

野菜等経営安定対策事業補給交付金交付予約申込書

（ 番 号 ）
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会
理事長 様

申込者
契約出荷団体名
代表者名

野菜等経営安定対策事業補給交付金の交付に係る交付予約数量を下記のとおり申込みます。

記

項 目	内 容		
1 対象産地名			
2 対象野菜等名（作型）			
3 対象出荷期間	月 日 から 月 日		
4 交付予約数量			kg（本）
5 生産者数及び 作付面積の合計	①産地全体		戸
			アール
	②対象生産者		戸
			アール

＜添付資料＞

- ・統一様式第 2 号の 1
- ・（運用第 5 の 1 に掲げる特別な事情に該当する場合のみ）様式第 2－1 号別紙

3 戸未満での加入が特に必要と認める理由書

(番 号)
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会
理事長 様

契約出荷団体名
代表者名

項 目	内 容
1 認定新規就農者の有無	有 ・ 無
	上記が「有」の場合、当該対象生産者の氏名
2 3 戸未満での加入が 特に必要と認める理由	(1) 契約出荷団体
	(2) 市町村

注) 認定新規就農者が「有」の場合 (運用第 5 の 1 (1) を適用する場合)、2 (2) は記入不要。

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業補給交付金
交付予約申込書

（ 番 号 ）
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会
理事長 様

申込者
共同出荷組織等名
代表者名

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業補給交付金の交付に係る交付予約数量を下記のとおり申
込めます。

記

項 目	内 容	
1 対象産地名		
2 対象野菜名		
3 対象市場名		
4 対象出荷期間	月 日 から	月 日
5 交付予約数量		t
6 対象生産者数		戸
7 栽培面積		アール
8 特例申込み等		

< 添付資料 >
・ 統一様式第 2 号の 1

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業補給交付金
交付予約数量増加申込書

（ 番 号 ）
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会
理事長 様

申込者
共同出荷組織等名
代表者名

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業補給交付金の交付に係る交付予約数量を増加したいので、
下記のとおり申込みます。

記

項 目	内 容			
1 対象産地名				
2 対象野菜名				
3 対象市場名				
4 対象出荷期間	月	日 から	月	日
5 交付予約数量の 増加数量等		増加数量	増加後	
	交付予約数量			t
	対象生産者数			戸
	栽培面積			アール
6 増加の理由				

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業補給交付金
交付予約数量減少申込書

（ 番 号 ）
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会
理事長 様

申込者
共同出荷組織等名
代表者名

委託生産者が農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した、又は成立する見込みであるため、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業補給交付金の交付に係る交付予約数量を減少したいので下記のとおり申込みます。

記

項 目	内 容			
1 対象産地名				
2 対象野菜名				
3 対象市場名				
4 対象出荷期間	月 日 から 月 日			
5 交付予約数量の 減少数量等		減少数量	減少後	
	交付予約数量			t
	対象生産者数			戸
	栽培面積			アール

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業補給交付金
交付予約解約申込書

（ 番 号 ）
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会
理事長 様

申請者
共同出荷組織等名
代表者名

価格差補給交付金等の交付申込みの承諾により成立した交付予約について、委託生産者が農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した、又は成立する見込みであるため、対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間を解約したいので、下記のとおり申込みます。

記

項 目	内 容
1 対象産地名	
2 対象野菜名	
3 対象市場名	
4 対象出荷期間	月 日 から 月 日
5 解約の対象となる 対象出荷期間の開始日	年 月 日

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業補給交付金
交付契約更改申込書

（ 番 号 ）
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会
理事長 様

申請者
共同出荷組織等名
代表者名

価格差補給交付金等の交付申込みの承諾により成立した交付予約を更改したいので、下記のとおり
申込みます。

記

項 目	内 容	
1 対象産地名		
2 対象野菜名		
3 対象市場名		
4 対象出荷期間	月 日 から	月 日
5 交付予約数量		t
6 対象生産者数		戸
7 栽培面積		アール
8 特例申込み等		

野菜等経営安定対策事業補給交付金交付申請書

（ 番 号 ）
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会
理事長 様

申請者
契約出荷団体名
代表者名

野菜等経営安定対策事業に係る補給交付金の交付を下記のとおり申請します。

記

項 目	内 容		
1 対象産地名			
2 対象野菜等名（作型）			
3 対象出荷期間	月	日から	月 日
4 補給交付金交付申請額			円

特定野菜等供給金地育成価格差補給事業補給交付金交付申請書

（ 番 号 ）
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会
理事長 様

申請者
共同出荷組織等名
代表者名

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る補給交付金の交付を下記のとおり申請します。

記

項 目	内 容		
1 対象産地名			
2 関係出荷団体名			
3 対象野菜名			
4 対象市場名			
5 対象出荷期間	月	日から	月 日
6 補給交付金交付申請額			円

野菜等経営安定対策事業補給金交付報告書

（ 番 号 ）
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会
理事長 様

申請者
契約出荷団体名
代表者名

野菜等経営安定対策事業に係る補給金について、下記のとおり交付したので報告します。

記

項 目	内 容			
1 対象産地名				
2 対象野菜等名（作型）				
3 対象出荷期間	月 日 から 月 日			
4 交付経過	補給交付金	受領日	年 月 日	
		受領額		円
	生産者に対する 補給金	交付終了日	年 月 日	
		交付済額		円

<添付資料>

- ・統一様式第 2 号（補給金交付対象生産者名及び対象生産者別補給金額の一覧表）

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業補給金交付報告書

（ 番 号 ）
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会
理事長 様

申請者
共同出荷組織等名
代表者名

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る補給金について、下記のとおり交付したので報告します。

記

項 目	内 容			
1 対象産地名				
2 関係出荷団体名				
3 対象野菜名				
4 対象市場名				
5 対象出荷期間	月 日 から 月 日			
6 交付経過	価格差 補給交付金	受領日	年 月 日	
		受領額		円
	生産者に対する 価格差補給金	交付終了日	年 月 日	
		交付済額		円

<添付資料>

- ・統一様式第 1 号（補給金交付対象生産者名及び対象生産者別補給金額の一覧表）

野菜等経営安定対策事業出荷販売実績報告書

（ 番 号 ）
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会
理事長 様

申請者
契約出荷団体名
代表者名

野菜等経営安定対策事業に係る出荷販売実績について、下記のとおり報告します。

記

項 目	内 容	
1 対象産地名		
2 対象野菜等名（作型）		
3 対象出荷期間	月 日 から	月 日
4 総出荷数量		kg（本）
5 総出荷販売金額		円
6 作柄及び被災害の状況		

<添付資料>

- ・ 統一様式第 2 号の 2（生産者別出荷実績）
- ・ 売立仕切書
- ・ 日別出荷販売実績

注）添付資料の「売買仕切書」及び「日別出荷販売実績」について、電算出力帳票により経理内容の確認が可能な場合は、その添付に換えることが出来る。

様式第7～12号 削 除

様式第13号（第37条の2関係）

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金交付事業を
利用しない期間についての申告書

年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会
理事長 様

申請者
住所
相当規模生産者名
代表者名

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を利用しない期間について、下記のとおり申告します。

記

1 事業を利用しない期間（※申告者が法人の場合は事業年度とする）

年 月 日 ～ 年 月 日

様式第14～17号 削 除

改正履歴

昭和47年	7月31日	制 定	平成16年10月22日	〃
48年	7月25日	改 正	17年 8月17日	〃
49年	7月31日	〃	18年 7月25日	〃
50年	3月 8日	〃	19年 7月17日	〃
50年	6月30日	〃	20年 7月 4日	〃
50年	9月23日	〃	21年 6月29日	〃
51年	7月28日	〃	22年 6月22日	〃
51年	9月20日	〃	23年 6月27日	〃
52年	7月 5日	〃	24年 7月17日	〃
53年	6月23日	〃	25年 9月 4日	〃
54年	9月17日	〃	25年 9月 6日	〃
55年	9月 8日	〃	26年 7月25日	〃
56年	7月22日	〃	27年 8月 5日	〃
57年	7月 5日	〃	28年 7月27日	〃
58年	7月11日	〃	29年 3月 2日	〃
59年	7月24日	〃	29年 7月10日	〃
60年	3月30日	〃	30年 7月27日	〃
60年	7月17日	〃	30年 9月21日	〃
61年	5月26日	〃	令和 元年 6月 7日	〃
62年	7月10日	〃	2年 6月17日	〃
63年	8月12日	〃	3年 6月25日	〃
平成 元年	10月16日	〃	4年 6月29日	〃
2年	7月 6日	〃	4年10月 7日	〃
3年	6月25日	〃	5年 6月 5日	〃
4年	6月29日	〃	6年 5月30日	〃
5年	6月30日	〃	7年 1月28日	〃
6年	7月29日	〃	7年 6月17日	〃
6年11月	11日	〃	8年 3月19日	〃
7年	6月26日	〃	8年 7月13日	〃 (最 終)
8年	6月26日	〃		
9年	7月 1日	〃		
10年	6月10日	〃		
11年	6月21日	〃		
12年	6月28日	〃		
13年	6月19日	〃		
14年	9月 2日	〃		
15年10月	1日	〃		